

第4章 施策の展開

基本方針 1

これからの社会を生き抜く力を養います

重点目標
1

遊びを通して豊かに学ぶ乳幼児教育・保育の充実

【現状と課題】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで、大変重要な役割を担っています。

アンケート調査において、「就学前教育・保育のなかで身につけることが重要だと思う能力や態度」の設問で、「人を思いやる心」が半数を超えて最も高くなっており、道徳性の芽生えに重きを置いた教育・保育が求められています。家庭における教育力の低下が指摘されるなか、発達段階や学びの連続性をふまえた教育課程を編成し、遊びや生活などの直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな心を育む教育・保育を行う必要があります。

国では、「子ども・子育て支援新制度」により、乳幼児期における教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とした取組が進められています。

本市においても、少子化の進行や女性の社会進出により、幼稚園の園児が減少する一方で、保育を希望する児童が年々増加しています。新制度のもと幼稚園、保育所及び認定こども園という教育・保育施設がそれぞれの特色を活かしながら、質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりを進める必要があります。

また、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化にともない、地域のなかで孤立しないよう、子育て家庭を社会全体で支える取組が重要となっています。

【施策の方向性】

遊びを通して、道徳心や規範意識の醸成や基本的な生活習慣の定着に向けた指導を充実するとともに、発達や学びの連続性をふまえた教育・保育を推進します。また、子育て家庭を社会全体で支えていくため、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、子育て支援の充実を図るとともに、家庭・地域をはじめ、関係機関との連携を進め、子どもの健やかな成長を支援します。

【主な取組】

①質の高い幼児教育・保育の提供

・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育所、幼稚園、こども園がそれぞれの特色を活かして質の高い教育・保育活動を展開し、子どもの成長・発達を促進します。また、

保育所の新設や市立幼稚園の認定こども園への移行・再編など、本市の状況に応じた待機児童の解消を進めます。

- ・幼児期における教育・保育の質の向上を図るため、公私連携による施設間の職員交流や情報交換の場を充実するとともに、子ども同士の交流活動を推進します。

②道徳心や規範意識を育む指導の充実

- ・遊びや集団生活を通して人とかかわる力、自分の気持ちを調整する力の基礎を養い、道徳心や規範意識を培う指導を充実します。

③基本的な生活習慣づくり

- ・基本的な生活習慣を身につけられるよう、家庭と連携しながら、子どもの生活リズムの定着を図り、健康な心と体づくりをめざします。

④個々の発達と集団に即した指導の充実

- ・障がいやサポートの必要がある子どもの指導について、関係機関との連携を図りながら、集団生活のなかで一人ひとりの発達を促していきます。

⑤発達や学びの連続性をふまえた幼児教育・保育の充実

- ・「小1プロブレム^{※1}」などの課題解消を視野に、保育所、幼稚園、こども園と小学校との連携を一層強化し、子どもの発達や学びの連続性をふまえた教育・保育の充実を図ります。
- ・預かり保育の充実、認定こども園への移行、3年保育の検討、多様化する保護者のニーズへの対応など、さまざまな課題を検討し、子どもたちが健やかに育っていけるよう、将来を見すえた環境づくりを進めます。

⑥親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実

- ・市民との協働によるさまざまな子育て支援の取組を充実させるとともに、地域子育て支援拠点事業^{※2}の充実を図ります。
- ・認定子育てサポーター^{※3}の養成を図り、地域でのつながりを深めながら、子育て家庭を支援します。また、子育て家庭の親と子が会員となって、地域の協力を得ながら運営を行うプレイセンターの活動を支援します。
- ・市民が会員となって子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、それぞれの地域で活発な活動を促進するため会員の拡大を図ります。

※1 小1プロブレム：

小学校に入学したばかりの1年生が、「先生の話が聞けない」「授業中座ってられない」「集団行動がとれない」など、学校生活になじめない状態が続くこと。

※2 地域子育て支援拠点事業：

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施し、子育ての孤立感や負担感の解消を図ることを目的とした事業。

※3 認定子育てサポーター：

子育てや保育経験のある市民を対象に養成講座を実施し、受講者を子育てサポーターとして認定する。子育てサポーターによる新しい取組によって、各地域での子育て支援の充実を図るもの。

【現状と課題】

グローバル化や情報通信技術の進展など、変化の激しい社会における学校教育の課題は、子ども一人ひとりが夢に向かって、学び続けようとする意欲を高め、自分の力で生き抜くための根幹となる学力を身につけさせることです。

アンケート調査において、「学校教育のなかで身につけることが重要な能力や態度」の設問では「学習への意欲」、「学校教育のなかで力を入れて行う必要がある施策・事業」の設問でも「子どもの学習意欲が高まる授業づくりを工夫する」が約9割と最も高くなっており、意欲を高める取組がいかに求められているかが分かります。

各学校においては、学習指導要領に基づくさまざまな言語活動や協働的な学習活動を通じて、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な力を育むとともに、児童生徒が「なんのために学習するのか」を自覚し、自分の個性を生かし、主体的に取り組む授業づくりと集団づくりをめざして、取り組んでいるところです。

我が国の子どもの課題として指摘されている学力や学習意欲の個人差は、本市の課題でもあり、個に応じたきめ細かな指導を継続発展させるとともに、子ども一人ひとりについての理解を一層深め、指導形態や指導方法の工夫改善に取り組むことが必要です。

読書に対する関心や意欲、学習習慣の確立は、家庭教育の影響が大きいことをふまえ、よりよい習慣が身につくよう家庭との連携のあり方を工夫し、これからの社会で求められる人物像を保護者と共有しながら、新たな学びを展開していくことが大切です。

【施策の方向性】

自分の考えや問いを進んで発信し、仲間と協働して主体的に課題解決しようとする子どもの育成をめざします。その過程において、学ぶことの楽しさや達成感を味わわせることを大切にし、児童生徒のよさや可能性を見つけて肯定的に評価することで、子どもたち一人ひとりの学習意欲を高めます。

各学校では、「自ら課題意識を持って考え、主体的に判断し行動できる資質や能力」を、学力の根幹をなすものとして共通理解し、教育目標と関連させて明確にしながら、「説明力・質問力・協働する力・課題解決を図る力」の育成をめざす授業づくりや集団づくりに取り組み、社会の変化に即した新たな学びを展開します。

また、家庭との連携を工夫して、読書活動の推進や学習習慣の定着をめざし、学びの充実を図ります。

【主な取組】

①学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくり

- ・デジタル教材や液晶プロジェクターなどのICT^{※1}機器を活用し、視覚的効果を取り入れた分かりやすい授業づくりの工夫や、効果的な教材教具の研究開発を推進し、学習意欲の向上を図ります。
- ・観察や実験、調査、見学などの体験的な活動、芸術的な表現活動など、子どもが五感を使って主体的に取り組む学習活動を工夫します。
- ・評価方法の工夫改善に取り組み、学習指導要領の目標に準拠した評価を行います。授業では、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性、進歩の状況などについても評価し、意欲を高めるよう努めます。

②知識を活用し、問題を解決する力を育む授業づくり

- ・到達目標を明確に示し、児童生徒が見通しを立て、これまでに習得した知識を活用しながら問題を解決する学習過程による授業づくりを工夫し、思考力、判断力、表現力の育成を図ります。

③互いに認めあい、協働しあう集団づくり

- ・一人ひとりの考えや想像、感じ方は異なり、尊重しあうことが大切であるという価値観のもと、グループ学習や討論など、子ども同士が学びあう場を設定し、協働しあう集団づくりを進めます。

④図書館教育の充実と読書活動の推進

- ・学校・家庭・地域と市立図書館が連携しながら、子どもの「読む・調べる」習慣の確立に向けて、「読書eプラン^{※2}」を推進します。
- ・学校図書館司書を有効に活用しながら、学校図書館を使った授業を日常的に計画し、「読書・学習・情報」という三つのセンターとしての機能の充実を図ります。

⑤すべての教科における言語活動の充実

- ・学校生活全体で、「自分の考えや問いを進んで発信する活動」を重視して取り組みます。
- ・総合的な学習や特別活動の時間などにおいて、社会における課題を見つけ、情報を収集して発信する活動などを計画し、実際の生活のなかで生きて働く言語力を育みます。

※1 ICT (Information and Communication Technology) : 情報通信技術の略。学校においてパソコンやデジタルテレビを導入し、授業での子どもたちの情報活用能力の育成を図る。教師による学習指導の準備と評価のための活用や授業での活用も行われている。

※2 読書eプラン : 本市の子どもたちの読書活動を推進するために作成した計画。市立図書館を含めた連絡会を中心に、読書を通じて子どもたちの考える力や豊かな感性を育むさまざまな取組を行っている。「e」はeveryday、everyone、everywhere（毎日、だれでも、どこでも）などの略。

⑥自学自習力（家庭学習習慣）の確立

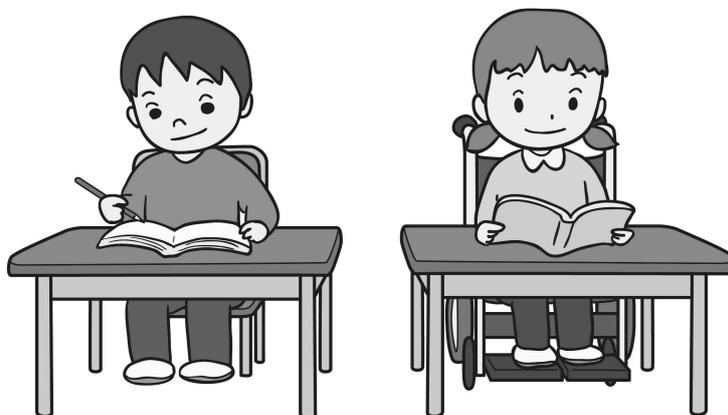
- ・学習習慣や生活習慣の形成に向けて、家庭学習の時間や方法、テレビやゲームのルールづくりなど、家庭と連携を図った取組を行います。
- ・家庭学習ノートや手作りワークなどの教材を作成し、児童生徒の自学自習への意欲を高めます。

⑦個に応じた指導（少人数指導）などきめ細かな指導体制の充実

- ・個々のつまずきを丁寧に把握し、加配教員などの活用を工夫しながら、どの子も置き去りにしない授業づくりをめざした少人数指導や習熟度別指導などの体制づくりを推進します。

⑧学習機会の充実（二学期制、土曜日、夏季休業日などの見直し）

- ・二学期制による教育課程の枠組みを見直し、授業時数の確保や学校行事の充実をふまえた新たな教育課程の編成を工夫します。
- ・土曜日や夏季休業日のあり方について検討し、学習機会の充実を図ります。



【現状と課題】

「支援教育」とは、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

アンケート調査において、「学校教育のなかで力を入れて行う必要がある施策・事業」の設問では、「障がいのある子とない子が共に学び、共に育つ教育の充実を図る」が約8割となっており、支援教育の充実に対する意識の高さが感じられます。

支援教育をめぐるっては、平成18年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」や平成23年の「障害者基本法の一部改正」、「学校教育法施行令の一部改正」などの国の動きをふまえ、インクルーシブ教育^{※1}の理念に基づく「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進が求められています。

障がいのある児童生徒の在籍人数や、通級指導^{※2}教室で指導を受ける児童生徒は年々増加しています。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応も課題となっており、各学校では、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく学校全体による支援体制の強化が急務となっています。

一人ひとりの状況に応じた適切な指導・支援を行うために、相談体制の充実や教員などの専門性の向上、支援体制の充実と学習環境の工夫改善、関係機関との連携などをさらに進めていく必要があります。

【施策の方向性】

インクルーシブ教育システムの構築を見据えながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、発達障がいを含む子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援の充実を図るために、授業のユニバーサルデザイン^{※3}化、少人数指導、個別指導など、多様な指導方法を工夫します。また、特別な教育的支援を必要とする子どもを理解し、個に応じた指導を行うために、教員などの専門性の向上を図り、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を有効に活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができる体制を整えます。

さらに、関係機関や専門家との連携、協力、校種間の円滑な引き継ぎを行い、発達段階の連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。

※1 インクルーシブ教育：

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。国連の障害者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進められた際、改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

※2 通級指導：

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいによる困難の改善・克服のために別の教室で行う指導形態。

※3 ユニバーサルデザイン：

すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。特別な支援を要する子どもに配慮した授業づくりをしていくことが、学級のすべての子どもにとってわかりやすい授業となると考えることができる。

【主な取組】

①支援教育の充実

- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の方法について、専門家による指導助言を仰ぎながら、研究を深めます。
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習などの機会を大切にし、ちがいを認めあいながら互いを大切にし、高めあおうとする態度を育みます。
- ・保護者や地域の方々の理解を促進するため、支援教育の啓発に努めます。

②相談体制の充実ときめ細かな支援の推進

- ・子どもや保護者の思いを受けとめ、発達段階や障がいの状況に応じた適切な支援が行えるよう、「特別教育相談」「特別就園就学相談」「巡回相談」などの充実を図り、就園前から学校卒業後までの系統性をふまえた相談体制づくりをめざします。

③関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援

- ・子どもネットワーク会議を中心に、教育、医療、保健、福祉が密接に連携し、発達障がいなどの早期発見、早期支援、継続的な支援体制の構築をめざします。
- ・各学校の子ども理解コーディネーターや通級担当者による連絡会、発達障がい実践研究会、発達障がい早期支援研究事業などにおいて、MIM^{※1}（Multilayer Instruction Model=多層指導モデル）の活用による、つまずきの早期発見や指導方法についての情報交流を図りながら、すべての子どもを対象とする取組を推進します。

④学校における指導体制の充実と学習環境の工夫

- ・支援教育に関する研修を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。
- ・すべての子どもたちにとって効果的な支援となるユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊感情を高める「集団づくり」を進め、どの子どもも安心感の持てる学習環境づくりを学校全体で進めます。
- ・個別指導（通級指導、少人数指導、ティームティーチング^{※2}など）と集団指導をバランスよく行うことができる体制づくりを進めます。

※1 MIM（多層指導モデル）：

通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援を提供していこうとする学力指導モデル。とりわけ、読み（特殊音節などを含む語の正確で素早い読み）に顕著なつまずきを示す子どもの認知特性を分析し、その状態に応じた支援を行う。

※2 ティームティーチング：

複数の教員が役割を分担し、協力しあいながら指導計画を立て、授業を行う指導方法。

【現状と課題】

現在の日本の若者や子どもたちには、他者への思いやりの心、生命尊重・人権尊重の心、自制心や規範意識の低下、基本的な生活習慣の乱れ、人間関係を形成する力の低下などの傾向が指摘されています。さらに、国際比較調査などにおいても、「自尊感情」が低く、将来への夢を描けず、不安を感じている子どもの割合が高くなっています。このような課題は、学校においては、いじめや不登校、問題行動などの形で現れ、児童生徒の豊かでたくましい人間性を育むことが、大きな課題となっています。

このような現状をふまえて、各学校では、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、問題行動などの未然防止と丁寧に対応する生徒指導体制づくりに取り組んでいます。

アンケート調査において、「いじめについて、特に大切だと考えること」の設問では、「保護者が自分の子どもに対して、いじめをしてはいけないことをしっかりと教える」が最も高く、次いで「学校全体で観察」、「保護者と子どもの日常会話」、「学校でいじめがいけないと指導」となっており、家庭と学校が協力して取り組むことが大切と認識されていることが分かります。

子どもたちの体力については、文部科学省の調査結果などから全体として低下し、運動する子としない子の二極化が顕著となっており、学校生活全体の取組を通して、運動を楽しく続ける工夫をする必要があります。

学習意欲と同様に、生活習慣や食習慣の確立、自分への自信、体力などについても、個人差が大きいことをふまえ、安心して安全な生活を送れるように配慮しながら、家庭や地域とともに一人ひとりの子どもたちから積極性を引き出し、豊かな心とたくましい体を育むことをめざした指導を積み重ねていくことが大切です。

【施策の方向性】

規範意識と人権尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心など、豊かな人間性を育む道徳教育を推進するために、その要となる道徳の授業において国や府の資料などを活用し、子どもの心に響くよう研究を推進します。また、いじめや不登校などの未然防止と丁寧な生徒指導体制の充実を図るとともに、児童会や生徒会などの取組や地域の人々とのふれあい、さまざまな体験活動などを通して、子ども自身の問題解決力を育みます。

さらに、子どもたちが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食育の推進や安心して安全な学校給食の提供に努めます。

【主な取組】

①道徳教育の充実

- ・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身につけることをめざし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。また、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、さまざまな体験活動を行います。

②人権教育の充実

- ・児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、すべての教育活動を通じて、相手の考えや気持ちを想像する力や共感的に理解する力、互いにわかりあうためのコミュニケーション能力、人間関係を調整する能力や問題を解決する能力などの育成に取り組みます。

③いじめ防止基本方針に基づく取組の推進

- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関などが一体となって、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ・各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教育活動全体を通じて、子どもの豊かな情操や道徳心を養い、よりよい人間関係を構築する能力や規範意識などの高揚に努め、いじめを未然に防ぐための取組を一層進めます。

④不登校、問題行動などの未然防止と丁寧に対応する指導体制の充実

- ・不登校や問題行動などに対する教員の指導力の向上を図り、子どもの背景に着目しながら、未然防止、早期発見と丁寧な対応に努めます。
- ・不登校に対しては、適応指導教室「フリースクールみ・ら・い」による取組や相談活動などを通して、児童生徒の学校生活への適応を図ります。

⑤体力の向上

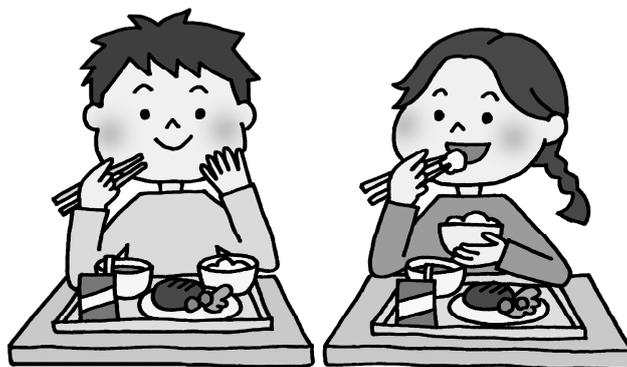
- ・子どもが体育の授業において運動することの楽しさを実感するとともに、地域の人材などを活用した授業の展開などにより意欲を高め、進んで運動する子どもの育成を推進します。
- ・子どもの健康教育に対する関心を高めるとともに、生活習慣病や薬物乱用防止教育、性に関する教育を推進します。

⑥食育の推進

- ・発達段階に応じた食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身につけ、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組みます。
- ・「大阪狭山市食育推進計画」に基づき、家庭や地域、関係機関の連携を図りながら、子どもたちが正しい食生活を実践できるよう、保護者などへの積極的な啓発活動を行います。

⑦安心して安全な学校給食の充実

- ・食物アレルギー対応として除去食を提供し、食物アレルギーを持つ児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめるようにするなど、より安心して安全な学校給食の充実に努めます。また、栄養バランスの取れた魅力ある学校給食の提供をめざします。



【現状と課題】

今後、グローバル化がますます進展し、国際的な相互依存関係が一層深まっていくことが予想されます。そのようななかで、児童生徒が「生きる力」を育むためには、世界から信頼される「国際社会に生きる日本人」を育てるとことや、我が国の文化や伝統を尊重する態度を育成していくことが、これまでも増して重要になってくると考えられます。

一人ひとりが将来、社会人・職業人として自立できるよう、児童生徒の発達の段階に応じて勤労観・職業観を育てるキャリア教育^{※1}を充実させていく必要があります。

国際社会においては、子どもたちが日本人として主体的に生きていくうえで、外国の文化に対する広い視野を持つとともに、英語のコミュニケーション能力を身につけることが大切です。

また、環境問題への対応においても、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む子どもの育成に向けて、環境教育は重要な意義を有しています。

さらに、社会の情報化が急速に進展するなか、情報モラルも含め、ICTを適切に活用する能力を育むための教育を一層充実させていく必要があります。

一方で、近年の大規模な災害や、子どもの安全を脅かす事故や事件などの発生をふまえ、安全・安心な環境づくりと生きる力を育む安全教育の必要性も高まっています。

アンケート調査においても、「学校教育のなかで身につけることが重要な能力や態度」の設問では、「善悪を判断する力」、「人間関係力」、「思いやり」、「マナー」がいずれも9割を超えており、いつの時代でも変わらずに必要な力を高めつつ、英語教育やコンピュータの活用力など、時代の流れに応じた取組を推進することが求められています。

【施策の方向性】

子どもたちが自信や自己有用感を持って夢をふくらませ、これからの社会の課題に対応しながら、自立して生き抜く力を身につけられるよう、キャリア教育・英語教育・国際理解教育・環境教育・情報教育に重点を置くとともに、学校教育全体を通して計画的、組織的・系統的な取組を推進します。

また、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に継続するとともに、大災害の教訓などもふまえ、生活安全、交通安全、防災教育を含めた災害安全を強化する観点から、主体的に行動する態度を育成する安全教育に取り組めます。

【主な取組】

①キャリア教育の推進

- ・将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現できるよう、「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する能力を身につけられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

※1 キャリア教育：

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

②英語教育の推進

- ・外国人英語指導助手（A L T＝Assistant Language Teacher）による実践的な指導などにより、児童生徒の英語に対する学習意欲を高め、英語を通じたコミュニケーション能力の向上をめざします。
- ・小学校の英語活動が中学校における英語教育に円滑につながるよう、小学校におけるカリキュラムを検討し、充実を図ります。

③国際理解教育の推進

- ・国際社会において、子どもたちが日本人としての自覚を持って生きていくために必要な力の育成をめざします。具体的には、外国人英語指導助手（A L T）や人材バンク^{※1}を活用し、外国の言語や文化について理解を深めるとともに、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、広い視野を持って、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きていくための資質や能力を育成します。

④環境教育の推進

- ・児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるようにすることをめざし、社会科、理科、家庭科などの教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。

⑤ICTの活用・教育の情報化の推進

- ・さまざまなICT機器を積極的に活用し、よりわかりやすい授業づくりに努めます。
- ・児童生徒が目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、受け手の状況などをふまえて発信できる能力の育成をめざします。
- ・児童生徒に対する情報モラル教育^{※2}、情報リテラシー教育^{※3}を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組を推進します。

⑥安全教育の推進

- ・事故・事件・災害において、主体的に判断し、柔軟に対応できる児童生徒の育成をめざす安全教育を充実します。
- ・東日本大震災の教訓をふまえ、子どもたちに危機回避能力の基礎を身につけさせるため、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。また、地域と連携しながら災害時に基点となる学校の防災力の向上に取り組みます。
- ・学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。

※1 人材バンク：

知識・技術・資格などを持たれた市民の方に登録していただき、幼稚園、小・中学校の授業や行事などで活用する仕組み。

※2 情報モラル教育：

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を各教科の指導のなかで身につけさせること。

※3 情報リテラシー教育：

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質を養う教育。

【現状と課題】

教員の大量退職による大量採用が続き、大阪府では全体的に偏った年齢構成となっています。この状況は今後もしばらく続き、特にここ数年間はベテラン教員層が非常に薄くなります。児童生徒や保護者から信頼される学校であるためには、教員の資質・能力の向上と、管理職やミドルリーダー^{※1}の育成が急務です。

アンケート調査において、「学校教育のなかで力を入れて行う必要がある施策・事業」の設問では、「教職員の資質向上を図る」が8割を超えており、保護者・市民の教職員に対する期待の高さが感じられます。

急速な時代の変化のなかで、次世代を担う教員には、「主体的に行動する力」「さまざまな人と協働する力」「ICT等の道具を操作する力」の3つの力が求められており、一人ひとりの教員は、自らこれらの力を高め、社会の変化によって生じるさまざまな教育課題に対応できる実践的な指導力を一層向上させることが必要です。

また、すべての児童生徒の人権が尊重される学校づくりに向けて、体罰やセクシュアル・ハラスメントの根絶に取り組み、教職員の人権感覚を養うための学校体制を確立することが大切です。

【施策の方向性】

各教員の担当や経験年数などに応じた研修を計画的に行うとともに、学力向上・体力向上・支援教育・少人数指導など、課題別の実践交流会の充実を図り、「主体的な行動力・協働力・ICT活用力」の3つの力の育成とこれらの力を確かなものとするリフレクション（省察、振り返り）に重点を置いて、専門性や指導力を高めま

す。

さらに、マネジメント力やリーダーシップなどの向上、チームワークづくりをめざして、「学校まるごとバック事業^{※2}」などの公開研究会をすべての学校で計画的に実施し、互いの学校の状況を学びながら、組織的かつ効果的に教育活動を展開することができるようにします。また、事業の企画プレゼンテーションや実践報告会などを実施し、若手教員と管理職やベテランがともに成長できる機会をつくり、外部評価を行うことで、学校力や教員の授業力の向上を図ります。

人権感覚の育成については、計画的に研修を実施するとともに、各学校の指導体制の充実に取り組みます。

※1 ミドルリーダー：

学校における中堅教職員。管理職と一般教員を結び付ける「学校組織の要」として、学校の教育活動の組織的な推進のために、各分掌の機能を果たす中心となる教諭。

※2 学校まるごとバック事業：

小・中学校が全学級の授業及び学習環境をまるごと市内教職員や市民に対して公開し、実践報告を行う事業。

【主な取組】

①調査研究や教材開発を推進する体制づくり

- ・学力や体力に関する調査結果の分析、家庭学習教材や道徳の資料をはじめとする本市独自の教材開発、ICTの活用や授業のユニバーサルデザインなどの新たな課題をテーマとする研究などに専門的に取り組み、先進的な学びの展開を図る体制づくりを推進します。
- ・「学校まるごとパック事業」や学校協議会^{※1}、「学校評価・支援事業」などで、外部の評価を得ながら学校づくりを行います。

②教職員研修の充実

- ・学校教育におけるさまざまな課題解決と新たな研究の推進をめざして、時代の流れに即した研修を計画的に実施し、参加型、少人数型、継続型の研修を拡大するとともに、専門家や学識経験者との連携を深め、教職員の専門性を向上させる研修の充実を図ります。さらに、中学校区ごとの研修や小中学校合同の研修会を通して、地域の実態や系統性をふまえた指導を推進します。
- ・大学などとの連携により、教職員研修の充実を図り、意欲の高い教職員を育成します。

③リーダーの育成とチームワークづくりの推進

- ・「ステップアップ研修」、「チームワーク研修」などを通して、教職員の主体性や協働性を育成し、次世代を担う教職員の意識を高めます。また、年度末には、自分の学校を振り返るアンケートをすべての教職員対象に実施し、PDCA（Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Action 改善）サイクルに基づく学校改善を通して、ミドルリーダーの学校づくりに対する意識の向上と、教職員のチームワークづくりを推進します。

④教員の指導力向上と人権感覚の育成

- ・子どもに対する理解力や指導力が不十分な教員や不祥事などの問題は、一部であっても教員全体に対する信頼を揺るがす要因となることをふまえ、教員間の学びあいや支えあいを大切にするとともに、各学校において、大阪府の自己点検チェックリストや市作成の「不祥事を予防するために」などを定期的に活用し、常に人権感覚を磨くように努めます。

※1 学校協議会：

保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりを進めるために設置する組織。保護者や地域住民が参加して多様な観点から意見交換を行うことにより、学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。各市立小中学校に設置されている。

基本方針 2

安全で快適な教育環境を整備します

重点目標 1

教育指導体制の充実

【現状と課題】

経済協力開発機構（OECD）の2013年の「国際教員指導環境調査」では、日本の教員の勤務時間は参加国のなかで最長で、事務作業や部活動の時間が、参加国平均の2～3倍であることに加え、いじめや不登校、家庭環境への対応など授業以外の問題も教員が担うケースがほとんどで、負担軽減は急務になっています。

アンケート調査において、「学校教育のなかで力を入れて行う必要がある施策・事業」の設問では、「子どもに悩みがある場合、専門家に気軽に相談できる体制をつくる」、「子どもと教師がじっくり向き合う時間を確保する」が8割を超えており、教員がゆとりをもって指導や対応ができる体制を充実させていくことが求められています。

本市では、保育所・幼稚園と小・中学校が、中学校区ごとにまとまって、事業や研修会などに取り組み、長期的な視点で子どもたちの理解を深めるとともに、生徒指導や支援教育に重点を置いたネットワークづくりに努めているところです。

しかし、家庭環境や友だちとの人間関係など、児童生徒の不安や悩みの原因は複雑化し、問題行動の低年齢化や陰湿化が問題となっています。また、不登校や問題行動などの課題のある児童生徒を持つ保護者への支援・相談もニーズが高くなっています。

このような現状をふまえて、市独自のスクールカウンセラー^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}など専門家の配置をしており、効果的な活用方法を検証しながら、サポート体制の充実を図ることが大切です。さらに、校務の効率化を図り、教職員が児童生徒とじっくり向き合える体制を整備する必要があります。

また、義務教育就学児童生徒を持つ家庭における、就学援助を必要とする割合は年々増加しています。経済的理由により就学困難な家庭に対し必要な援助をすることは、義務教育の円滑な実施を図るためにも必要です。経済状況が厳しいなかであって、高等学校や大学などへの進学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な人に対する支援がますます求められています。

※1 スクールカウンセラー：

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

※2 スクールソーシャルワーカー：

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

【施策の方向性】

学校の教育活動を支える人材の確保やネットワークづくりを進め、学校の特性や児童生徒の課題に応じた学校経営を推進します。そのために、保護者や地域への情報発信を充実するとともに、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。

I C Tの活用、専門家や地域人材の活用、システムの導入など、校務の効率化を図り、教職員が児童生徒とじっくり向きあえる体制を整備します。

【主な取組】

①保・幼・小・中の連携

- ・「元気あっぷ事業^{※1}」や「キャリア教育推進事業」など、中学校区単位の事業や研修会、小中学校間における教職員の兼務発令や人事交流を通して、就学前から中学校卒業までの系統的な指導の充実を図ります。

②生徒指導、教育相談の充実

- ・複雑化していく生徒指導の課題について、学識経験者による「特別教育相談」や「生徒指導アドバイザー」の各学校への訪問指導を通して、教職員や保護者の相談体制の充実を図ります。
- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、家庭・地域などとの連携のもと、生徒指導、教育相談体制の一層の充実を図り、いじめを許さないという環境を築きます。

③教職員が子どもたちとじっくり向きあえる体制の整備

- ・I C Tの活用や事務のシステム化を推進するとともに、専門家や外部人材の活用を一層工夫し、教職員が子どもたちとじっくり向きあう時間を増やす体制づくりをめざします。

④地域に開かれた学校づくりの推進

- ・「学校まるごとパック事業」や学校行事などで、地域の方々に対する学校公開を積極的に行うとともに、ホームページや学校だよりで子どもの状況や学校の取組を発信し、子どもの実態を家庭と地域と学校が共通理解できるように努めます。

⑤家庭に対する教育支援の推進

- ・中学校区ごとに学校教職員や教員O B、地域人材、教育や心理を専攻する学生で支援チームを設置し、子育てに悩みを抱える保護者への相談活動や子どもへの相談及び学習支援を行います。

※1 元気あっぷ事業：

各中学校区で校区の課題を共有し、保・幼・小・中の連携を深めながら、さまざまな教育課題に対応した研修を行うなど、子どもも教職員も元気になる取組を実践する事業。

⑥スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど専門家の配置による
指導体制づくり

- ・ 専門家の配置と各校への派遣を進め、子どもたちや保護者の心のケアを行うとともに、課題のある児童生徒の対応について、専門家を加えた指導体制の充実を図ります。

⑦就学や進学に対する支援

- ・ 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費、郊外活動・修学旅行費、学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。
- ・ 経済的な理由により高等学校や高等専門学校又は専修学校の高等課程などへの進学が困難な人の保護者に対して、育英金の貸与を行います。



【現状と課題】

学校園施設は、子どもの学習・生活の場であるとともに、1日のうちの多くの時間を過ごす場でもあります。また、災害時などには避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保するとともに防災機能を強化することは大変重要です。現在、各学校園施設には安全対策協力員を配置し、学校の安全を守っています。

アンケート調査において、「本市の教育における現在の取組に対する評価」に関する設問では、「小学校・中学校の施設・設備が充実している」と思う人は3割弱で、「わからない・知らない」と答えた人が4割台半ばとなっています。本市の教育環境の状況について、保護者や地域住民への周知を図るとともに、子どもの安全を守り安心して豊かな教育環境のさらなる充実に向けて取り組んでいくことが求められています。

本市では、学校園施設の耐震化は、平成25年度で完了しており、子どもが安全・安心に学習できる環境にあります。また、トイレを湿式から乾式へ改修する工事も進め、各学校では多目的トイレの設置が完了しています。

学校園及び学校給食センターは耐震化工事が完了したものの、老朽化した施設も多く、建築後25年以上経過したものについて大規模改修工事を計画的に進める必要があります。学校備品については、計画的な更新を進めており、教育用備品は、学習指導要領の改訂に対応した指導を行えるよう、その拡充が必要です。

さらに、昨今の暑さ対策から、中学校については空調設備の整備が完了しています。小学校では、特別教室である音楽室、図書室、PC教室など既に空調設備がある教室については、古い設備から更新を進めており、普通教室（支援教室を含む）については約10%の設置率です。教育施設環境の改善・充実に引き続き取り組み、快適に学習できる環境づくりを進めることが求められています。

将来に向けての取組としては、急激な少子化の進展が予想されるなか、教育面に及ぼす影響を考慮しながら、学校園の規模の適正化を検討していく必要があります。

【施策の方向性】

教育面のみならず、防災面にも配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い、快適な学習・生活空間を確保するとともに、備品などの充実を図ります。また、耐震化の完了した学校園や学校給食センターの老朽化に対応した大規模改修工事を計画的に実施します。

今後の少子化に対応し、学校園施設の規模適正化についての検討を進めます。

【主な取組】

①安全管理の充実

- ・各学校園施設に安全対策協力員を引き続き配置し、学校の安全対策の向上に取り組みます。

②学校園施設の整備・改修

- ・老朽化した学校園施設の整備・改修を計画的に進めます。また、備品についても計画的に更新します。
- ・順次、空調設備の整備を図り、より一層学習しやすい快適な環境の整備を図ります。

③給食施設の整備・改修

- ・施設の安全対策とともに、設備入れ替えなど衛生的にも配慮された整備を図るため、老朽化した学校給食センターの改修工事を進めます。

④指導内容に応じた備品の配備

- ・各種教材や教育用備品などを指導内容に応じて適切に整備し、教育環境の充実を図ります。

⑤学校園規模の適正化の検討

- ・今後の本市の人口動向や少子化の現状をふまえ、学校区において子どもの集団が小規模化してきている地域があります。適正な学校園規模について教育活動充実の視点から検討を進めます。



学校・家庭・地域が連携した教育を推進します

重点目標
1

家庭教育の充実

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を果たしています。しかし、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が本来の機能を果たすことが困難な社会となっています。このような状況にあって、家庭教育の担い手である親の学びを支援するため、親が交流・相談できる体制づくりなど、家庭教育支援体制の強化に向け、取り組む必要があります。

アンケート調査においても、「家庭の教育力を高めるために必要な取組」の設問では、「保護者がしつけや教育について相談できる場所をつくる」、「保護者が子どもに対する教育の方法や心がまえを学ぶ」が高くなっており、子育てに関する保護者の悩みや不安感などに対応した相談体制の整備や情報提供を求める声が多くなっています。

本市では、「おおさかさやま 家庭教育指針」を作成し、家庭教育への提言を継続して行っているほか、家庭教育をテーマとした講座やセミナーの開催、早寝早起き朝ごはん運動の推進などを通じて、親子のコミュニケーションや家庭での約束事づくり、基本的な生活習慣づくりなどの大切さを呼びかけ、家庭教育を支援しています。

子どもの人格形成における家庭の教育機能が十分に発揮されるよう、サポート体制を充実させていく必要があります。さらに、育児不安や子育ての孤立化など、子育て家庭をめぐる問題が多様化するなかで、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっています。

【施策の方向性】

家庭の教育力を高めるため、家庭教育指針に基づく啓発に努めます。発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場の充実を図ります。あわせて、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を推進します。

また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供の充実を図るとともに、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

【主な取組】

①子どもの権利を大切にせる家庭教育に関する啓発の推進

- ・「おおさかさやま 家庭教育指針」による提言の浸透を図り、家庭における実践活動を推進します。
- ・家庭教育学級の充実を図り、生活習慣や学習習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などに関する情報発信等を通じて、家庭教育の必要性や重要性をアピールします。
- ・人権尊重の精神や自尊感情の育成、子どもの権利を視点とした家庭教育を推進します。

②子育て家庭への支援の充実

- ・子育て講座などを通じた仲間づくりを促進するとともに、家庭の状況に応じた育児相談、発達支援などを充実し、親子がともに成長できるよう、地域の協力のもと、子育て家庭への支援を進めます。
- ・さまざまな子育て支援事業の推進や家庭教育支援に取り組むとともに、社会全体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発を推進し、保護者が学校教育や地域活動などへ参加しやすい環境づくりに努めます。

③家庭の教育力向上をめざした成人教育の充実

- ・家庭の教育力の向上をめざし、子育ての責務や親としての役割、子どもとの関わり方、地域の大人としてのあり方などを学ぶための多様な成人教育の機会づくりや情報提供を推進するとともに、子育てをすることの大切さや喜び、命の尊さなどについての啓発に努めます。

④教育に関する保護者相談体制の充実

- ・いじめや不登校など教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な指導やアドバイスが受けられるよう、児童家庭相談の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な人材の配置や、児童相談所などの関係機関との連携などにより、教育に関する相談体制の充実に努めます。
- ・児童虐待防止への取組を推進するため、関係機関との連携を深めるとともに、相談や広報・啓発活動を充実します。
- ・パンフレットやホームページなどにより、相談窓口の積極的な広報に努めます。

⑤早寝早起き朝ごはん運動の推進

- ・家庭との連携を図り、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上に取り組みます。

【現状と課題】

地域社会は、子どもがさまざまな体験やふれあいを通じて、自主性や社会性を身につけるうえで重要な役割を担っています。地域の人間関係が希薄化するなか、子どもを地域全体で健やかに育むためには、地域の大人と子どもがつながりを深め、子どもに地域の一員であるとの自覚を持たせることや、地域の大人が地域ぐるみで子どもを育てるという意識を高めていくことが重要です。

アンケート調査において、「地域の教育力を高めるために必要な取組」の設問では、「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができる機会をつくる」、「地域の大人が、地域の子どもの関心を持ち、ほめたり、注意したりする」及び「治安を良くし、子どもが自由に遊べるようにする」が高くなっており、地域のなかで安心して遊んだり、さまざまな活動ができる場の充実や、地域の大人からの積極的な声かけなどが求められています。

本市では、地域で運営する防犯拠点として、地域防犯ステーション^{※1}を設置し、市民による防犯ボランティア団体が主体となって防犯活動を行っており、犯罪の抑止効果の向上にも役立てられています。また、地域における交流活動や清掃などのボランティア活動、登下校時の見守りなどを通じて、地域の大人と子どものふれあいが進められています。

一方、全国学力・学習状況調査の結果では、本市の子どもは地域行事への参加が少ない傾向がみられるため、安全で安心な環境づくりとともに、地域行事などを活かしたふれあいの機会や子どもの居場所づくりをさらに充実させていく必要があります。

今後、本市らしい取組である市民協働のまちづくりを地域教育の分野にも広げ、さまざまな活動をより一層積極的に展開していくことが必要となっています。

【施策の方向性】

地域のみんで子どもを見守り、育てるという意識を醸成し、子どもと地域住民との多様なふれあいを促進します。また、地域の教育力の向上により、思いやりの心や社会的ルールを尊重する精神の豊かな社会性を育むため、人と人のつながりを深められるさまざまな体験活動などの実施を促進するとともに、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。

※1 地域防犯ステーション：

「市民との協働によるまちづくり」「安全・安心のまちづくり」を推進するため、平成17年から設置されている地域の防犯拠点。公設民営型で運営されており、地域のボランティア団体を主体に、地域住民が行う防犯パトロール活動への支援、市・警察署との連携による地域安全情報の集約及び発信などが行われている。

【主な取組】

①地域で子どもを育む意識啓発の推進

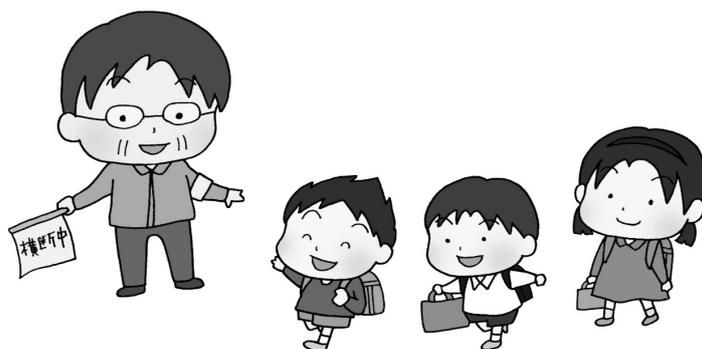
- ・地域におけるコミュニティ意識の醸成につながる講座などの充実を図るとともに、地域社会全体で子育てをするという意識啓発に努めます。
- ・「参画と協働のまちづくり」や「市民自治によるまちづくり」についての関心を持つきっかけとして、自治基本条例の内容をわかりやすく解説した「こども版自治基本条例ガイドブック」を活用し、将来の市民自治の担い手の育成につなげていきます。
- ・子どもの育ちの基盤となる地域のコミュニティ活動を活性化するため、自治会及びまちづくり円卓会議における活動を支援します。

②地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用

- ・地域間の連携の促進や、子どもから大人まで主体的に地域活動に参加することの重要性の啓発と意識の高揚を図るため、各地域のリーダー、コーディネーターとなるような人材の育成に努めます。
- ・あいさつ運動や声かけ運動の実施など、地域の大人と子どもとのふれあいから、地域のなかでよりよい人間関係をつくり、子どもの豊かな社会性を育みます。
- ・子どもが、地域行事やボランティア活動などに参加する機会の充実を図り、子どもが主体となって、地域や社会の一員としての自覚と能力を育むための取組を進めます。
- ・高齢者や子どもの教育に関心を持つさまざまな人材の掘り起しと活用を図り、世代間交流などの多様な交流活動を促進します。

③安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり

- ・地域のPTAや自治会、学校などが一体となり、子どもの登下校時の見守り活動のほか、緊急時の集団下校にあわせてパトロールを実施するなど、安全・安心な地域の環境づくり活動を支援します。
- ・地域において、子ども同士のコミュニティの形成や社会性・自主性を養い、健やかな成長を図るため、地域や関係団体と連携し、身近な地域における居場所づくりを推進します。



【現状と課題】

社会が複雑・多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化するなかで、子どもを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携協力し、社会全体で子どもを育むことがより一層重要となっています。

アンケート調査において、「本市の教育における現在の取組に対する評価」に関する設問では、各項目とも「わからない・知らない」の回答が多く、一般市民にとって教育現場の取組内容が十分に認知されていない状況がうかがえます。このため、さまざまな教育活動に関する情報を積極的に市民に発信し、理解を得ながら市民・地域と連携した取組を進めていく必要があります。

本市では、中学校区ごとに設置されている地域協議会^{※1}を支援しているほか、得意分野を持つ地域住民や地域団体による授業支援、学習指導、部活動支援などが幅広く行われています。あわせて、教職員自身も地域のさまざまな行事などに積極的に参加しています。また、各小中学校に学校協議会を設置し、学校運営について、保護者や地域住民との意見交換を行ったり、提言を頂いたりしています。

共働き家庭などの子どもに対しては、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図るため放課後児童会の活動を展開しています。さらに、学校の余裕教室・体育館・運動場などを使った放課後の居場所づくりである「さやま元気っこ推進事業」や「子ども広場事業」も実施しています。今後も、地域住民と一体となって取組内容の充実を図り、放課後の子どもの安全と健やかな成長を継続して支えていくことが求められています。

次代を担う青少年の健全育成に向けて、地域ぐるみによるパトロール活動や青少年指導員による夜間パトロールが行われていますが、関係団体に協力を呼びかけるなど、取組をさらに推進する必要があります。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもをよりよく育むためには、地域やPTA活動における学校との連携をはじめとして、より一層地域と学校がお互いの教育力を最大限に発揮し、相互補完をしつつ、一体となった取組を進めることが不可欠です。今後は、学校と保護者や地域社会との連携を柱とした教育コミュニティを形成していく必要があります。

また、いじめや子どもの問題行動の防止などにおいても、学校・家庭・地域が連携・協働できる体制を充実させていくことが大切です。

※1 地域協議会：

学校・家庭・地域の三者が協働し、連携を強化することによって、各地域のコミュニティづくりをめざすための取組。市内の各地域に地域連携組織を構築し、地域教育活動や学校支援活動を通して、三者が子どもの健全育成に適した環境づくりの取組を推進していくことを目的とする。各中学校区に設置されている。

【施策の方向性】

社会全体で子どもを支えていくため、地域に開かれた学校づくりや、家庭や地域、各種団体などが持つ人的資源や技能などの地域の教育力を生かした学習環境づくりを進め、地域と学校の双方向の結び付きを強めていきます。また、放課後の子どもたちの居場所づくりが求められている背景をふまえ、「放課後児童会」事業の充実を図るとともに、「さやま元気っこ推進事業」の拡大を図ります。

さらに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの健やかな成長を見守り、みんなで子どもを育む教育コミュニティづくりに取り組みます。

【主な取組】

①家庭・地域との連携による学校の活性化

- ・学校情報を保護者や地域に幅広く公開するなど、地域に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民に学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりを進めます。
- ・中学校区ごとの地域協議会を支援し、地域教育活動や学校支援活動を通して、子どもたちの健全育成に適した環境づくりを進めます。
- ・学校協議会と連携し、保護者や地域住民の参画のもと、よりよい学校運営の推進に努めます。
- ・「こどもフェスティバル」の開催を通じ、学校園の連携や、家庭・地域とのつながりを強化します。
- ・大学との連携を強化し、子どもたちの学習意欲や関心を高め、学習内容の幅と学びの楽しさが広がる取組を工夫します。
- ・授業や部活動、学習指導、学校行事の支援といった学校のさまざまな教育活動に、ボランティアとして地域住民や学生の参画を得るなど、地域の力を活かした学校の活性化に努めます。

②放課後の活動の充実

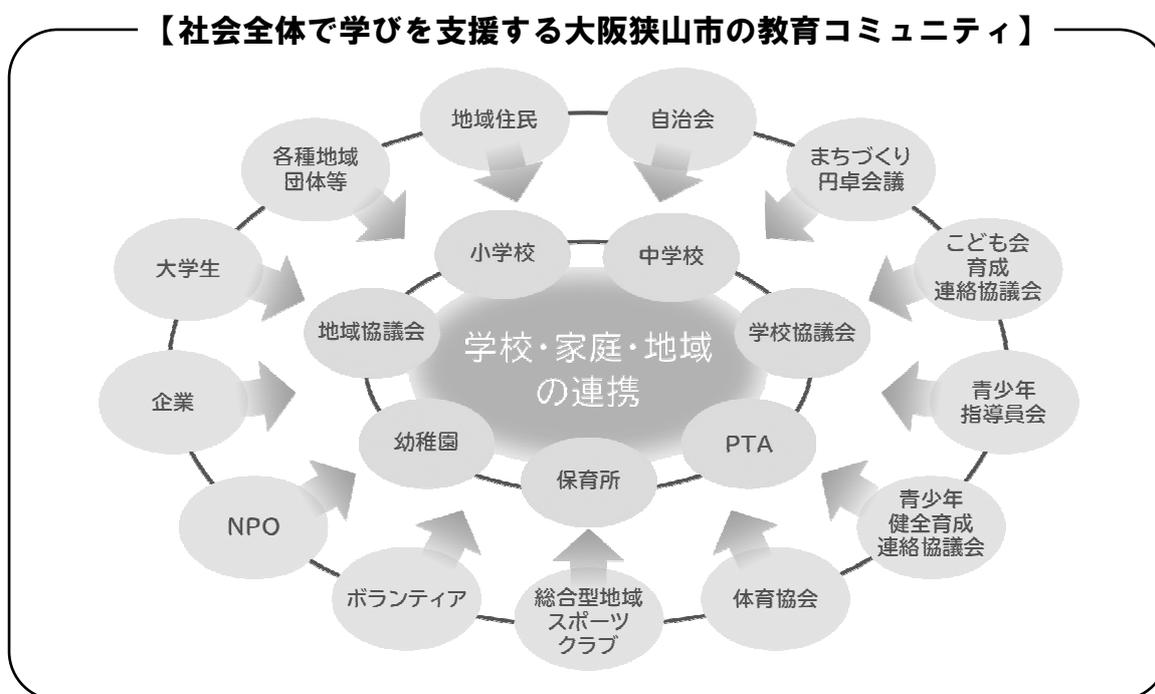
- ・保護者などが労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、遊び場や生活の場を提供する放課後児童会活動を充実し、子どもの健全な育成を図ります。
- ・「さやま元気っこ推進事業」の取組を推進し、放課後児童会との連携を図りながら、市内全小学校での実施をめざします。

③青少年の健全育成の推進

- ・警察など関係機関と連携しながら、非行防止に関する広報啓発活動や、問題行動の早期発見を図るための青色防犯パトロール活動などに取り組みます。
- ・青少年をさまざまな有害環境から守るため、青少年指導員会や青少年健全育成連絡協議会・警察などの関係行政機関・家庭・学校・地域などが一体となり、夜間パトロールや、インターネット上の有害情報から青少年を守るための啓発などに取り組みます。
- ・豊かな人間性や社会性を養うためのキャンプ事業や職業体験活動事業などを行い、青少年の健全育成に取り組みます。

④地域の力を学校に活かす仕組みづくりの推進

- ・学校だけでなく、保護者も地域住民も「みんなで子どもを育む」という観点から学校協議会や地域協議会の充実を図るとともに、学校支援地域本部^{※1}などの社会全体で子どもたちの学びを支援する教育コミュニティづくりを推進します。



⑤いじめ・問題行動の防止などにおける連携の推進

- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携を強め、いじめや問題行動の防止に向けた取組を推進します。

※1 学校支援地域本部：
地域住民が学校の支援を行うもので、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。

生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します

重点目標

1

生涯スポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツは、人々にとって健康の保持増進や体力の維持向上とともに、楽しさや喜び、爽快感、達成感、連帯感といった精神的な充足を与えるものです。また、スポーツへの関わり方はプレーヤーとして参加するだけでなく、競技の観戦や、スポーツイベントや組織にボランティアとして協力することも可能で、青少年の健全育成や地域社会の再生などの役割を担うものです。

アンケート調査において、「スポーツ活動をより充実させていくために必要な取組」の設問では、「スポーツ施設や設備の充実」、「スポーツイベントや大会の開催」、「スポーツを通じた、まちづくりへの盛り上がり」が高くなっており、スポーツ活動を行うための環境整備とともに、活動への参加機会の拡充を図りながら、スポーツを通じてまちづくりの機運を高めることが求められています。また、「どのような生涯学習・文化・スポーツなどの活動をしてみたいか」の設問では、「健康・スポーツ（健康法、ジョギング、水泳など）」が最も高く、誰もが参加できる健康づくりやスポーツの機会づくりを充実させることも必要です。

本市では、総合体育館や野球場、テニスコートをはじめとした各種スポーツ施設や、市民ふれあいの里などのレクリエーション施設の整備など、市民がスポーツ活動に親しめる場づくりに努めていますが、老朽化した施設の改修や設備の整備が必要となっています。スポーツ活動については、体育協会、総合型地域スポーツクラブ※1などを中心に、自主的な活動をはじめ、子どものスポーツの指導、指導者の育成などが行われています。また、まちづくり円卓会議事業として、中学校区における世代間・地域間交流を図るために「さやりんピック」や「ウォーキング」が開催されるなど、スポーツを通じた地域の交流が図られています。

今後、地域を核としたスポーツ活動をより一層推進することが生涯スポーツ社会を実現する上で重要な役割を担うことから、市民がいつでもスポーツに親しめる環境づくりに努めていくことが必要となっています。

※1 総合型地域スポーツクラブ：

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティを創造し、生涯にわたって誰もが身近な地域でスポーツに親しめる環境を整えるために設立された新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルにあわせて、多様な種目の活動ができるという特徴を持っている。地域住民により自主的・主体的に運営されている。

【施策の方向性】

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。そのため、スポーツ施設の整備を充実するとともに、市民、各種団体との連携を図りながら、市民にとって身近な地域における活動機会の充実や体力の維持・向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

①誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実

- ・各種スポーツ大会などの充実とレクリエーションスポーツの普及を図ります。
- ・まちづくり円卓会議事業の「さやりんピック」や「ウォーキング」などについての支援を図ります。
- ・各種スポーツ教室や大会・イベントの開催を積極的に推進するとともに、スポーツに関する情報を市民に幅広く発信し、参加・観戦・協力の促進に努めます。

②体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実

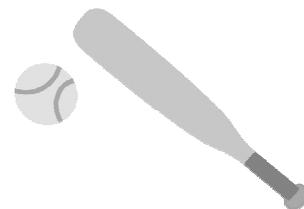
- ・体育協会・総合型地域スポーツクラブなど、市民や団体の自主的な活動や運営を支援するとともに、各種団体や学校園などとの連携によるさまざまな事業を実施し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- ・スポーツ推進委員^{※1}をはじめ、各種スポーツ団体やその指導者との密接な連携を図り、本市における幅広いスポーツの普及・推進に努めます。

③スポーツ施設の整備・改修

- ・市内のスポーツ施設（学校体育施設開放含む）を市民が安全で安心して快適に利用できるよう、改修計画に基づき、順次整備に努めます。

④市民の体力維持・向上

- ・子どもから高齢者まで、誰もが体力の維持・向上や健康づくりに取り組めるよう、各種スポーツ教室やイベントの開催、保健センターにおける健康教室などの実施に努めます。



※1 スポーツ推進委員：
スポーツ推進委員は、当該市町村のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めることにより、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤の委員。

【現状と課題】

市民が、生涯を通じていつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果を日常生活などに活かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。

本市では、生涯学習情報誌「ライフタイム」の発行をはじめ、公民館だよりや図書館だよりなどを通じて市民にさまざまな学習情報の提供を行い、市民の学習活動を支援しています。

また、公民館や図書館、社会教育センターなどの施設の充実に加え、社会教育事業として、青少年健全育成や人権教育などの各種講座、イベントなどを実施し、市民の学習意欲の高まりやライフスタイルの変化に応じた学習しやすい環境と機会の提供を図っています。今後さらに、多様化が進む市民のニーズに応じた学習支援に努めるとともに、市民の学習の成果が地域へ還元され、地域における学びの循環が図られる環境を整備していくことが必要となっています。

また、社会の国際化が進み、市民に外国語をはじめ多様な文化に接する機会を提供することにより国際理解を推進し、国際性豊かな人材を養成していくことも重要となっています。

アンケート調査において、「本市の生涯学習・文化・スポーツにおける現在の取組に対する評価」の設問では、「図書館サービスが充実している」が5割台半ば、「公民館活動が充実している」が4割台半ばと本市の学習拠点施設における活動について一定の評価が伺えます。また、「学びたいときに学べるようにするために、市が力を入れるべきこと」の設問では、「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」や「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」が高く、誰もが参加できる気軽な雰囲気づくりと施設の利便性向上に、より一層取り組んでいく必要があります。

市民の生活意識や価値観が多様化し、暮らしにゆとりや潤いといった心の豊かさが求められるようになるなかで、市民の文化芸術に対する関心は高まっており、市民の多様なニーズに対応した文化芸術活動を支援する取組が必要となっています。

アンケート調査において、「文化芸術活動をより充実させていくために必要な取組」の設問では、「コンサートや演劇など、市民が文化芸術にふれられる機会の充実」や「文化芸術に関する情報の提供」が高くなっており、本市の文化芸術活動の拠点である文化会館（SAYAKAホール）におけるより一層の活動の充実や情報発信に努めていくことが重要となっています。

今後、市民が優れた文化芸術にふれる機会の充実に努めるとともに、多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境を整備していくことが求められています。

【施策の方向性】

市民が、生涯にわたって、いつでも、どこでも主体的に幅広い生涯学習の機会を享受できるよう、学習環境の整備を図るとともに、学習成果が地域に還元される体制の整備を進めます。

また市民が、優れた文化芸術にふれ、多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境を充実します。

あわせて、多文化共生社会^{※1}の実現をめざし、市民が異なる文化を理解し、相互に尊重し、相互に助けあうことができるよう、さまざまな交流や国際理解教育を進めます。

【主な取組】

①公民館活動をはじめとする社会教育事業や学習機会の充実

- ・ 青少年セミナーなどの青少年の健全育成に関する事業や人権教育に関する事業を実施します。
- ・ 公民館を中心に、市民の生涯学習ニーズを把握し、講座の開設や既存講座の見直し、人材の発掘・育成などを行い、学習目的に応じた内容の充実に努めます。
- ・ 市民団体やグループが実施する学習会などに市職員が講師として出向き、市政に関する説明や情報の提供及び専門的な知識を活かした実習などを行う生涯学習出前講座の充実に努めます。
- ・ 文化協会、こども会育成連絡協議会など社会教育関係団体の自主的な活動への支援に努めます。

②生涯学習情報の提供

- ・ 生涯学習情報誌「ライフタイム」の充実を図るとともに、ホームページや広報紙、公民館だより、図書館だよりなどのさまざまな媒体を活用し、市民への学習情報の周知に努めます。

③読書活動の推進

- ・ 読み聞かせ、紙芝居など、読書に親しむきっかけとなるような事業を実施します。
- ・ 図書館の蔵書や視聴覚資料の充実を図り、市民が読書に親しむ機会の提供に努めます。
- ・ 近隣市町村の図書館資料を本市市民が利用できるよう、広域相互利用を進め、図書館サービスの向上と利便性の向上に努めます。

※1 多文化共生社会：
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

④社会教育施設などの整備・運営

- ・市民が安全で安心して利用できる施設をめざして、公民館や社会教育センター、青少年野外活動広場の整備・充実を図り、適切な管理・運営を進めます。
- ・公民館と図書館が一体となって事業を展開するなど、施設間の連携を深めます。
- ・図書館、公民館においては書架や机、いすなどの入替を順次行い、市民サービスの向上に努めます。

⑤文化芸術に親しむ機会の充実

- ・市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成を図ります。また、発表の場など文化イベントの機会を充実します。
- ・公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団が行う文化振興事業を支援し、文化会館の活性化を図ります。また、当事業団が発行する地域情報誌の作成についての支援を行います。
- ・「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」に基づき、文化芸術の振興によるまちづくりを推進します。

⑥学習成果の活用と指導者の養成

- ・生涯学習講座などで学んだ人材や、さまざまな分野のボランティア情報などを集約し、地域における生涯学習活動を指導・支援する人材としての活用を進めます。
- ・学びの成果をまちづくり活動などに積極的に活かせるよう、「街のすぐれもの事業^{※1}」などによりさまざまな場や機会の創出を図ります。

⑦国際交流の推進

- ・多文化共生社会の形成をめざし、市民団体と協力し、市民に外国の言語や文化などを学ぶ機会の提供や、国際理解の浸透及び国際化に対応する人材の育成のための取組を進めます。
- ・文化遺産を通じてつながりの深い大韓民国金堤市^{キムジエ}^{※2}との交流をはじめ、大阪狭山市都市間市民交流協会などが取り組む姉妹都市（アメリカ合衆国カリフォルニア州オンタリオ市）、友好都市（和歌山県日高川町）との交流活動を支援します。

※1 街のすぐれもの事業：

市民が修得した多彩な学術や技術を地域住民に紹介し、生涯学習の振興や生活文化・社会福祉の増進を図ることを目的とした事業。伝統的な技能や技術、生活の向上などに役立つ知識などを持つ市民に登録していただき、公民館が主催する事業や地域の学習会などの講師として活動していただく。

※2 大韓民国金堤市との交流：

7世紀に築造されたダム式ため池である狭山池の堤と、4世紀に築造された大韓民国金堤市の碧骨堤は、ともに古代の土木技術「敷葉工法」を使っており、兄弟堤と言えることから、このつながりを活かし、大阪狭山市と大韓民国金堤市において、これらの世界文化遺産共同登載に向けた協力や、文化、観光、教育など幅広い分野で友好交流を進めるため、平成24年6月に「親善及び相互協力意向書」が締結された。

郷土愛を育み、歴史文化を振興します

重点目標
1

歴史遺産の継承と活用

【現状と課題】

本市には須恵器の窯跡や狭山藩陣屋跡など数多くの文化財があり、なかでも本市のシンボルである狭山池は、現存する国内最古のため池として、大変貴重な歴史遺産で、平成 26 年 11 月には、文化審議会が国の史跡に指定するよう文部科学大臣に答申しています。また、平成 26 年 8 月には、狭山池出土木樋・重源狭山池改修碑が国の重要文化財に指定されました。このように狭山池を中心とした市内のさまざまな歴史遺産は、誇るべき市民共有の財産であり、未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てていくことが必要です。

本市では、埋蔵文化財や古文書など、多岐にわたる歴史資料の調査・整理と、それらの保護・活用に努めています。また、狭山池博物館・郷土資料館において、本市のさまざまな文化財の展示や紹介を行っているほか、狭山池をテーマとしたシンポジウムを開催し、その価値を広く周知する取組を行うなど、歴史遺産の情報発信も推進しています。郷土資料館は、平成 21 年に狭山池博物館内に展示機能を移設し、府・市・市民の三者協働^{※1}により施設運営が行われています。今後とも、この運営支援を図るとともに、編さん事業の終了した市史編さん所の調査・研究機能を維持し、情報発信機能や研究機能を高めていく取組が求められます。

アンケート調査において、「本市の生涯学習・文化・スポーツにおける現在の取組に対する評価」の設問では、「狭山池など歴史遺産を活用したイベントや講座、シンポジウムが充実している」と思う人は 5 割を超えており、また「文化財の保護・活用が十分に行われている」と思う人も 4 割近くとなっていることから、市民の歴史文化の活用に関する一定の評価が伺えます。

文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の市の文化向上・発展の基礎になるものでもあるため、今後とも調査・保存・活用に努めていく必要があります。

※1 府・市・市民の三者協働による施設運営：

市立郷土資料館は、昭和 56 年に開館し、平成 21 年 4 月、大阪府立狭山池博物館へその展示機能を移設した。これを期に大阪狭山市・大阪府・狭山池まつり実行委員会による狭山池博物館の三者協働運営が始まっている。地域に開かれた魅力的な運営をめざし、さまざまな活動を実施しており、この試みは全国でも初めてのケースとして注目されている。

【施策の方向性】

狭山池をはじめとした本市の貴重な歴史遺産である数々の文化財を後世に残し、伝えていくために、調査研究を進め、その保存管理に努めるとともに、文化財の価値を活かした活用を積極的に図ります。

また、「狭山池シンポジウム」の開催により、本市のシンボルである狭山池の歴史的価値を全国に発信します。

さらに、郷土資料館と市史編さん所の機能の充実に努めます。

【主な取組】

①文化財の調査研究と保存管理

- ・狭山池の調査研究を継続して進め、歴史遺産としてのさらなる保護・活用を進めます。
- ・大韓民国金堤市キムジエと平成24年6月に「親善及び相互協力意向書」を締結したことにもない、友好交流を推進します。
- ・文化財の調査研究を継続的に進めるとともに、重要と判断できたものは市の文化財に指定し、適切に保存・管理していきます。

②文化財の普及・啓発

- ・市のシンボルである狭山池の魅力を市内外に発信する事業として、「狭山池シンポジウム」を開催し、狭山池の歴史的価値を検証します。
- ・本市に陣屋を構えた狭山藩北条氏について、さまざまなイベントや講座を通じて、市民に紹介します。
- ・本市のさまざまな歴史遺産を紹介する講座や教室を数多く開催するとともに、ICTを活用した情報の発信を推進し、市民の歴史文化意識の高揚に努めます。

③歴史文化拠点施設などの整備・運営

- ・郷土資料館の機能の充実に努め、市民が歴史遺産にふれあう機会や学びの場を提供するとともに、狭山池博物館との連携を図り、さまざまな企画展示や情報発信を推進します。
- ・市史編さん所の調査・研究機能を維持し、収集した多岐にわたる歴史資料の継承と活用を図る取組に努めるとともに、施設の整備と今後の運用についての検討を進めます。



【現状と課題】

本市は、先人たちから受け継がれてきた豊かな歴史遺産に恵まれています。市民がこれらに身近にふれ、親しみながら、郷土への興味・関心を高め、誇りと愛着を感じることができる豊かな心を育むことが大切です。

アンケート調査において、「大阪狭山市に愛着を感じているか」の設問では、「感じる」と答えた人が8割を超えています。また、「大阪狭山市の特長や誇りとして大事にしたいと思うこと」の設問では、「日本最古である狭山池」が約5割となっており、今後とも狭山池をはじめ、本市の歴史遺産や自然環境を活用しながら、歴史文化、風土への理解を深める取組を進める必要があります。

本市では、狭山池博物館・郷土資料館を中心に、狭山池をテーマとしたさまざまな講座や講演会、イベントなどを実施しているほか、公民館などにおいては、本市の歴史文化に関する市民の自主的な学習会なども開催されています。また、市の古代から中世、近世、近代、現代にいたる詳細な歴史を記述した『大阪狭山市史』（全8巻）を発行したほか、市史の内容をコンパクトにまとめた『大阪狭山市の歴史』も発行し、市民の本市の歴史と文化について理解を深め、郷土愛を育む一助として活用を図っています。同時に、子ども向け市史『おおさかさやまの歴史』を活用して、子どもたちが本市の歴史を知ることで、より郷土のよさに気づき愛着を育めるようにしていくことが必要です。あわせて学校教育においても、地域の伝統や文化についての理解を深められる教育をさらに進めていく必要があります。

地域においては、祭などを通じて地域文化の継承と住民の交流が図られている団体もみられ、今後より一層、地域レベルによる郷土を学ぶ活動を市内各地へ拡大し、子どもから大人まで郷土に対して誇りを持ち、愛着を感じることができる心の涵養に努めることが必要です。

【施策の方向性】

狭山池をはじめ、本市の貴重な歴史遺産を活用した学習機会の充実に努めるとともに、学校教育においても、郷土の歴史文化や風土について理解を深める「ふるさとさやま学習」の展開を図ります。また、地域の関係機関・団体と連携し、子どもたちが地域の伝統や文化とふれあい、学べる機会を充実し、郷土への誇りと愛着を育みます。

【主な取組】

①狭山池を活かした学習機会の充実

- ・狭山池をテーマとしたさまざまな講座や講演会、イベントなどの充実を図り、郷土への愛着を深めます。
- ・狭山池築造 1400 年に関する記念事業を展開し、市内外へ幅広く狭山池の魅力を発信します。

②歴史遺産を活かした学習機会の充実

- ・文化財ガイドなどの歴史遺産を紹介する資料を作成し、郷土巡りや学習会をはじめとする市民による自主的な活動を促進するなど、歴史文化や風土を知る機会の充実に努めます。
- ・『大阪狭山市史』などを活用した歴史文化講座を充実します。

③小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり

- ・郷土の歴史文化や風土に関する学習を推進するため、子ども向け市史『おおさかさやまの歴史』や本市の豊富な文化財などを活用した「ふるさとさやま学習」の推進を図り、小中学生が主体的に郷土理解を深め、先人の努力を知り、郷土を愛する心を持つことができるようにします。
- ・地域の人材との連携を深め、文化財や史跡などを見学する活動や、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く活動などを進めます。

④郷土を学ぶ地域活動の推進

- ・地域の関係機関・団体と連携し、地域の伝統的な行事や社会貢献活動などに子どもたちが参加体験する機会の拡充を図ります。

